

## 第6回（令和7年度第2回）花緑検討小委員会 議事要旨

1 日 時 令和7年11月14日（金）15:00～17:00

2 場 所 兵庫県農業共済会館 4階 第1会議室

3 出席者 平田委員長、赤澤委員、龍見委員、山田委員

委員の過半数（5名中4名）の出席により小委員会は成立

### 4 議事

#### (1) 事務局報告

- ・県民まちなみ緑化事業（第5期）補助拡充の対象となる「高質な都市緑化」への重点支援（検討状況）【資料1-1, 1-2】

#### (2) ひょうご花緑創造プランの改定について

- ・ひょうご花緑創造プランの進捗状況と評価【資料2-1】
- ・第5回花緑検討小委員会における主なご意見等とその対応【資料2-2】
- ・ひょうご花緑創造プランの改定（緑の広域計画への移行）【資料2-3】

### 5 主な意見（要旨）

#### 議事(1) 事務局報告

##### ○委員

認定基準の検討案では「緑化計画」・「緑化場所」・「緑化空間の公開性」の3つのカテゴリーがあるが、例えば「緑化計画」だけで点数を満たしても構わないのである。各カテゴリーから最低1つは基準を満たさないといけないのである。

##### ○事務局

1つのカテゴリーの中だけで合計得点を満たした場合も認定対象となる。

##### ○委員

「緑化空間の公開性」は非常に重要。商業施設などで、日中に時間を限定して公開されるようなものでも基準を満たすのか。

##### ○事務局

資料1-2の備考欄に少し記載があるが、管理上の理由等によって夜間や休日に施錠する場合でも、それ以外の時間に公開されている場合は基準適合とすることを考えている。

##### ○委員

申請する側からするととても良い基準だと思う。「緑地の階層構造」の基準は、例えば、一か所に高木と中木で階層を作つて後は芝生にするという形でも条件を満たすのか。

## ○事務局

階層構造にする面積の基準までは設けていない。一部だけという場合でも、階層構造になつていれば基準適合とすることを考えている。

## ○委員

この認定基準の中から、合計10点又は15点以上というのは、ハードルが低い気がする。こういった緑化にどんどん取り組んでもらうという意味ではメリットがある反面、基準が緩く、本当に高質なのかというところで、次年度の予算確保に苦労することはないのかと懸念する。先ほど質問にあったように、一部だけでも認めていくならば、もう少し合計得点の数値を上げて、高質な緑化だということを対外的に説明できるようにしてよいのではないか。

## ○事務局

ハードルが低いのではないかという点については、事務局としても、過去に県民まちなみ緑化事業で補助を受けた事例を見返しながら、基準を満たすものがどの程度出てきそうか推測してみた。第5期事業が始まつてみないと実際には分からぬところがあるが、事務局の見込みとしては、全体の1割も満たないのでないかという気がしている。今回、制度拡充するということで大きく打ち出しているため、認定に至る案件が少ないと政策効果があまり現れないということになつてしまふ。ひとまず現案で制度を開始し、あまりにも件数が多かつたり少なかつたりするがあれば、第5期の期間中で基準の修正を検討したい。

予算については、県民緑税の5期の5年計画の中で、県民まちなみ緑化事業には毎年6億4千万円が充当される予定になつてゐるため、そこまで心配しなくてもよいと考えている。

## 議事(2) ひょうご花緑創造プランの改定（緑の広域計画への移行）

## ○委員

兵庫県は独自にクマの個体数管理を長年やってきたことで、クマ被害が非常に少ないという報道を見た。昔は里山にバッファーゾーンがあり、そこで一定の歯止めができていたが、今は里山が放置されてしまつてゐるため、すぐに森から里に野生動物が出てきてしまう。兵庫県は里山の保全に力を入れてきたという実績があるし、クマ対策が社会的に注目されている中で、里山については、生物多様性の保全といった抽象的なものよりも、具体的に、県民の命を守るために野生生物のバッファーゾーンとして保全が必要であるということをアピールしてもいいのではないか。

その意味で、計画の対象区域を、都市計画区域を越えて県域全体にするのは非常に良いと思う。里山地域は都市計画区域外にあることが多いと思うので、県として、里山地域を

しっかりと見ている、その保全活動をこれからもしっかりとやっていくということをアピールすればいいのではないかと思う。

## ○委員

今、兵庫県のクマ対策が注目されている。兵庫県では、森林動物研究センターを拠点に、個体数管理、人材育成、そして委員からご指摘があったようなゾーニング、そういった総合対策を地道にやってきたということが注目されているのではないかと思う。

今回の都市緑地法改正による国的基本方針を受けて、県が取り組むべきこと・取り組んできたことを示す、一つのモデルとなるような計画を作っていただきたい。緑の配置だけではなく、それを実現していく上での県民や企業の役割、行政との連携等も含めて、地道に、かつ、システムティックに取り組んでいこうという内容を踏まえ、計画名称も、単なる広域的な緑の配置計画に矮小化されないようなものを検討いただきたい。国的基本方針で示されている「環境への負荷が小さいカーボンニュートラル都市」・「ネイチャーポジティブを実現した都市」・「Well-being が実感できる水と緑豊かな都市」を実現していくための計画となるため、制度上は広域計画であるが、ハード面・ソフト面の両方の内容が含まれる基本計画のようなものになれば望ましい。

その意味では、資料2－3のp.10の緑の機能・効果を示した3つの軸にある「防災・減災」、「地域社会」、「環境」に貢献する緑をどのように実現・確保していくのかという柱は非常に良いと思うので、これを柱にして、実現するための施策を記載するといいのではないか。あわせて、施策の進捗を図る指標について、今後具体的に検討していただければよいと思う。

良い方向で検討いただいていると思うので、来年度、広域計画の策定委員会で検討するに当たって、花緑検討小委員会の検討事項を引き継ぐ際には、そういった内容・計画にしていただきたいということを申し送りたい。

## ○委員

資料2－3のp.10の緑の機能・効果はとても分かりやすいと感じた。特に「地域社会への貢献」というところが分かると、若い世代にも意義が伝わりやすいと思った。

兵庫県は里山保全や森づくりに関する制度が充実しており、自身の団体メンバーの一人も森林ボランティアの入門講座を受けて、実際に木を切っていこうと一歩を踏み出している。こういった制度をしっかりと広報すると、実は響く人は多いのではないかと感じているので、成果の部分も伝えていただけると嬉しく思う。

目標のところでは、兵庫県全体がこうなっていたらいいなというような絵が描かれていると良いと思った。p.11～14の地域ごとの緑の効果のイラストが分かりやすく感じたので、兵庫県全域の目指す姿がビジュアルで伝わると面白いのかなと思った。

## ○委員

参画してみようという人、団体、企業などが増えるような計画にしていただきたいし、

そういう気持ちを誘うような表現の仕方を工夫していただければと思う。

## ○委員

1つ目は、対象区域が県全体ということだが、関連計画の都市計画区域マスタープランでは県を6つの地域に分け、それぞれで目標を立てて都市計画を進めている。それに対応するならば、広域緑地計画も6つの地域に対応させながら、それぞれの違いを分かるように書くということが重要ではないか。兵庫県は、文化や歴史も大きく違う多様な県であるため、そういう違いや特に重視すべき点が明確になってくるのではないかと思った。

2つ目は、農地の扱いが重要ではないか。耕作放棄地について、放置するくらいなら農地をなくしてしまうというシナリオもある中で、農地としての生産機能は失われても、生物多様性といった環境的な機能があるということを計画の中でしっかりと示しておく。そうすることで、生産機能が一時的に落ちてもタイミングが合えば農地に戻るというシナリオも選べるような気がしている。

3つ目は、緑地として水域をどう扱うか。都市緑地法でも「水辺地」が緑地に含まれている。一般的にはため池や川等の淡水を指しているが、ため池は、生物多様性等の環境機能がある一方、再生可能エネルギーとしての太陽光発電パネルの設置場所になっており、そのギャップが生じている。今回の広域計画の中では、水辺地のため池等の機能をしっかりと書くことが大事かと思う。また、一般的には「水辺地」には海辺や海は含まれないが、兵庫県は海辺が多い。淡路地域は海に囲まれているし、阪神地域や播磨地域はベイエリアがあるし、但馬地域にはジオパークを含んだ海辺が続いている。今回、広域計画の中で海辺を扱うと兵庫県らしさが出るのかなと思った。

## ○事務局

1つ目については、兵庫県は都市部から郡部まで多種多様な地域特性を有しているが、県全体一括りにするとどうしても総花的な計画になってしまうところがある。都市計画区域マスタープランの6つの地域ごと、あるいはもう1つの関連計画であるまちづくり基本方針の4つの地域類型ごとなど、地域別に違いが出せる部分については、各地域の特徴を打ち出せるような内容を検討したい。

2つ目については、耕作放棄地が増えていることがあるが、ご指摘のとおり、特にこの広域計画においては、生産機能だけではない緑地として機能を有する農地の位置付けが重要だと思っているので、何らかの形で盛り込んでいきたい。

3つ目については、ため池や河川などの水域を、概念としては緑地に含めているが、本日ご説明した取組方針や施策の展開方策の中ではあまり盛り込んでいなかった。兵庫県には揖保川や武庫川など、多くの河川があり、また、東播磨地域を中心にため池が日本が多いこともあるため、水域に関する兵庫県の特徴が出せるような形で計画に盛り込んでいくことを考えたい。海辺の取扱いについては、少し検討させていただきたい。

## ○委員

農地の取扱いはなかなか難しい。市街化調整区域の農地は農林部の所管になると思うが、市街化区域の農地はエアポケットに落ちているようなところがある。生産緑地は市町が地区指定するため、県の関与が薄い。また、市町においても、指定は都市計画部局、管理は農業部局といったように、担当が互いに見合ってしまっているようなところがある。

人口が減少する中、農地を潰して家を建てるという時代ではなくなりており、国でも市街化区域内農地は在るべきものとして方針転換している。県としても、そのような農地を保全するという観点で、保全割合等の数値目標があつてもいいのかなとも思った。

市街化調整区域の農地をどうするかということは、なかなか難しいところがある。

## ○委員

確かに所管がどこか等を考えると難しくなってしまうので、大きな位置付けだけはしっかりしておくということが落としどころなのではないか。

## ○委員

資料2－3のp.10の図は非常に分かりやすいので、この3つの柱で示されている緑の機能・効果の項目を、p.19以降の施策の展開方策につなげて、漏れがないようにしていただきたい。例えば、p.10には「子育て・遊び・教育」という、今後、重要な項目があるが、施策の展開方策ではその部分が手薄になっているように見える。

## ○委員

欠席の委員からは何か意見があったか。

## ○事務局

欠席の委員からは、議事1の「高質な都市緑化」の認定基準に関して、「雨水の浸透能力に関するものも考えられる。浸透能力の評価は難しいため、透水可能な面積などが基準として考えられるが、対象となる緑化場所は広い面積が土か芝生になるのが前提となるので要らないかもしれない。」といった趣旨のコメントをいただいた。事務局でも、雨水の浸透能力に関して、例えば「碎石層が何cm以上」というような基準を検討したが、緑化場所それぞれで状況が異なるため、簡便で客観的・統一的な基準の設定が難しいとの判断に至った。「緑地面積の広さ」と「従前の地表面の状態」を項目として設けているため、それらで雨水の浸透能力について一定の評価をしたいと考えている。

## ○委員

都道府県が広域計画を定めることが制度化された中で、それに対応した動きとして、他県の取組状況について、何か情報を掴んでいるか。

### ○公園緑地課（陪席）

広域計画の策定に関して京都府と宮城県から照会があったが、具体的な内容はまだ決まっていないと聞いている。

### ○事務局

将来的には、広域計画の有無が国の予算配分に影響するといった話もあるので、いずれ多くの都道府県が策定することになるのではないかと思われる。

### ○委員

もしも他府県の事例を参考にするなら、愛知県の計画がよいと思う。愛知県は昔から広域緑地計画を策定・改定しており、名古屋市のみどりの基本計画との整合もしっかりとれているという印象があるため、一度見てみるとよいかと思う。